

白井市入札等監視委員会委嘱状交付式及び
平成30年度白井市入札等監視委員会（第2回）

会議録

1. 日 時 平成31年1月30日（水） 午後1時45分から
2. 場 所 市役所3階特別会議室
3. 出席者 宗藤委員長、菊池委員、三枝委員
風間管財契約課長、相馬主査、大重主事
4. 傍聴者 なし（会議非公開のため）
5. 次 第
 - 1 開会
 - 2 委嘱状交付
 - 3 市長挨拶
 - 4 委員長の選出
 - 5 平成30年度第2回会議
議題
 - （1）平成30年度上半期分の一般競争入札契約の審査
 - （2）平成30年度上半期分の指名競争入札契約の審査
 - （3）平成30年度上半期分の随意契約の審査
 - （4）その他
 - 6 閉会

委嘱状交付 前委員3名ともに再任で委嘱。

市長挨拶 (市長代理) 伊藤副市長

委員長選出 委員からの推薦により、宗藤氏が選出。

平成30年度第2回会議

《委員長》

それでは、これより第2回会議の議事に入りますが、その前に事務局から、前回の第1回会議での意見等の対応状況について説明があるとのことですので、事務局をお願いします。

《事務局》

平成30年度第1回会議において、2点のご意見をいただいておりますので、その対応状況をご報告させていただきます。

一つ目のご意見は、「一般競争入札において、入札に参加したにもかかわらず入札辞退を繰り返す業者に対して、市としてペナルティを科すことは難しいのでしょうか。こういったことが続くと、市の事務や税金が無駄になりますので、何らかの対応をとる必要があると考えます。また、同様のことが周辺の市町村で生じているのかも併せて調査いただき、検討願います。」というものでした。

現在の状況については、一般競争入札において、参加資格確認申請から入札締め切り日まで、やむを得ない理由により入札辞退をすることは可能であり、入札辞退をした者に対してペナルティを課していない状況です。参加資格確認申請から入札締め切り日までは、一定の期間（1ヶ月程度）があることから、入札参加をしたものの、その間に状況の変化等により、技術者の確保が困難となるなどの事情で入札辞退となることはやむを得ないものとしています。

他自治体の状況ですが、我孫子市が平成30年7月に千葉県下の市町村等に対して、入札辞退についてペナルティなど何らかの措置を講じているか調査しており、その調査状況を確認したところ、開札までの入札辞退は業者の自由でありやむを得ない等の理由から、回答した46の自治体において、ペナルティなどの措置を講じているところはありませんでした。

今後の対応としましては、今回のように特定の業者が複数回辞退を繰り返す場合には、辞退届記載の理由が、虚偽など不誠実なものでないか、業者に

対し十分に聴き取り調査を行っていきます。調査の結果、虚偽など、不誠実なことが判明した場合には、指名停止を検討していきます。

2つ目のご意見は、「設計金額が実態（業者の入札金額）とかい離があり、不調になったものがあつたということで、事前に可能な限り現地等を確認したり、事前に専門の方に聞くなどの検討が必要と考えます。」というものでした。

今回の不調となった背景としては、入札の際、辞退した業者の辞退理由に「積算の結果、採算が合わないため」がありました。調査してみると、現場の状況等からみえる、業務（工事等）の「やり方（工法）」などが、市と業者では考え方が違っていたことによる、金額のかい離が生じたものでした。

対応状況としましては、設計額積算にあたっての留意事項について、管財契約課長から、工事等、千葉県の積算基準など公的な積算基準、各種業界団体等の積算基準を利用して積算するものは、現場等の状況を踏まえ、工法などの「積算基準項目」が適切かなど、十分に調査し、精査した上で積算すること、委託・物品等、参考見積りの徴取により積算する場合には、原則として、複数者（3者程度）から参考見積り（積算内訳のあるもの）を徴取し、実勢価格などにも留意して積算することを各課へ通知し、周知を行いました。

以上が前回会議でご意見をいただいた対応状況となります。

《委員長》

この報告についてはよろしいでしょうか。

（全委員了承）

《委員長》

それでは議事に移らせていただきます。議事に入る前に2点お願いがございます。項目ごとに事務局から説明があります。質疑は、説明後にお願いします。

もう一点、時間が限られておりますので、発言する際は簡潔にお願いします。それでは、議事に入らせていただきます。

議題1 平成30年度上半期一般競争入札契約の審査について、事務局から説明を求めます。

議題1 平成30年度上半期一般競争入札契約の審査について

〈事務局〉

それでは、平成30年度上半期分の一般競争入札契約のうち、重点審議事案として抽出された案件の説明をさせていただきます。

抽出にあたり、抽出した理由を添えていただいておりますので、ご質問に対する回答も併せてご説明させていただきます。

説明資料につきましては、事前に送付させていただきました追加資料と、別添資料が、1-1、1-2、2、3-1、3-2、4-1、4-2となります。資料を事前に配布させていただきますので、概要の説明のみとさせていただきます。

一般競争入札については、地域要件や受注実績などの参加資格要件を設定しており、全て制限付き一般競争入札で実施しています。

1ページのNo4「富士地区雨水排水対策整備工事（H30）」についてご説明いたします。

本業務の業種は「土木一式」で、執行理由は、「豪雨等による道路冠水の解消を図るため、新規排水構造物の設置及び既設側溝等の改修を行うもの」です。

入札参加資格要件等につきましては、白井市競争入札参加者適格者名簿の大分類「土木一式工事」に登録がある者、格付け等要件はA・B・C・D、地域要件は、白井市内に本店（社）、支店（社）又は営業所（出張所）を有する者、実績要件は、過去10ヵ年度（平成20年度～29年度まで）に国又は地方公共団体等が発注した契約金額500万円以上の土木一式工事を元請けとして施工した実績がある者。なお、JVによる実績の場合は、出資比率が30%以上のものに限る、担当技術者の要件は、当該工事に土木施工管理技士（1級又は2級）の資格を有する技術者を専任で配置できる者。なお、本件公告日現在で3カ月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にある者に限る。その他の要件は、法人市民税に滞納がない者、社会保険等に参加していること。という要件でした。

2ページをご覧ください。金額につきましては、予定価格 税抜きが1,788万円、最低制限価格 税抜きが1,430万4,000円としていましたが、入札参加者がなく不調となった案件です。

この案件には委員より1つのご質問をいただいております。「入札参加者がいなかったということですが、その理由として考えられるものは何か。」ということで、本案件については、参加資格の地域要件を市内・準市内業者

にしており、市で事前に把握できる「登録業種」、「格付け」、「市内・準市内業者かどうか」の要件を満たす参加見込み数は22者ありましたが、手持ち工事による技術者の確保が困難なことやその他、会社の都合などが考えられます。

なお、本案件は最終的に平成30年度の下半期の入札で指名競争入札に切り替えて実施し、落札となりました。その入札においても辞退者が多く、その理由は、「この工事を受注した場合、技術者の確保が困難であるため」「作業員の確保が困難であるため」「下請け業者の確保が困難であるため」「積算の結果、採算が合わないため」「技術者及び協力業者の確保が難しいため」等となっており、これらと同様な理由が考えられます。

3ページのNo5「道路法面改修工事」についてご説明いたします。

本業務の業種は「土木一式」で、執行理由は、「平成28年度の豪雨により崩落した路肩の改修工事を実施するもの」です。

入札参加資格要件等につきましては、白井市競争入札参加者適格者名簿の大分類「土木一式工事」に登録がある者。格付け等要件はA・B・C、地域要件は、白井市内に本店（社）、支店（社）又は営業所（出張所）を有する者。実績要件は過去10ヵ年度（平成20年度～29年度まで）に国又は地方公共団体等が発注した契約金額500万円以上の土木一式工事を元請けとして施工した実績がある者。なお、JVによる実績の場合は、出資比率が30%以上のものに限る。担当技術者要件は、当該工事に土木施工管理技士（1級又は2級）の資格を有する技術者を専任で配置できる者。なお、本件公告日現在で3カ月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にある者に限る。その他要件は、法人市民税に滞納がない者、社会保険等に加入していること。という要件でした。

4ページをご覧ください。金額につきましては、予定価格 税抜きが1,656万円、最低制限価格 税抜きが1,324万8,000円としていましたが、入札参加者がなく不調となった案件です。

この案件も委員より先ほどと同様の「入札参加者がいなかったということですが、その理由として考えられるものは何か。」とのご質問をいただいております。

本案件については、参加資格の地域要件を市内・準市内業者にしており、市で事前に把握できる「登録業種」、「格付け」、「市内・準市内業者かどうか」の要件を満たす参加見込み数は12者ありましたが、手持ち工事による技術者の確保が困難なことやその他、会社の都合などが考えられます。

なお、本案件は最終的に平成30年度の下半期の入札で指名競争入札に切り替えて実施し、落札となりました。その入札においても辞退者が多く、その理由は、「この工事を受注した場合、技術者の確保が困難であるため」「作業員の確保が困難であるため」「手持ち工事が多く、さらに工事を受注することが困難」「会社の都合」となっており、これらと同様な理由が考えられます。

5ページのNo.6「白井第二小学校校舎内部改修工事」についてご説明いたします。

本業務の業種は「建築一式」で、執行理由は、「平成31年4月から白井第二小学校の教室を利用して、学童保育所を開設することとしていることから、必要な改修工事を行うもの」です。

入札参加資格要件につきましては、白井市競争入札参加者適格者名簿の大分類「建築一式工事」に登録がある者。格付け等要件はA・B・C・D。地域要件は千葉県内に本店（社）を有する者。実績要件は過去10ヵ年度（平成20年度～29年度まで）に国又は地方公共団体等が発注した請負金額2,000万円以上の建築一式工事を元請けとして施工した実績がある者。なお、JVによる実績の場合は、出資比率が30%以上のものに限る。担当技術者要件は当該工事に一級建築士又は一級建築施工管理技士の資格を有し、監理技術者資格証の交付を受けている技術者を専任で配置できる者。なお、当該技術者については本件公告日現在で3カ月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にある者に限る。その他要件は社会保険等に参加していること。という要件で、入札への資格確認申請者数は1者、入札参加者数1者でした。

6ページをご覧ください。金額につきましては、予定価格 税抜きが1,916万4,000円、最低制限価格 税抜き 1,533万2,000円にて入札を行いました。1回目、2回目ともに予定価格内の入札がなく、不落随意契約を行いました。随意契約の見積価格が税抜き 1,910万円、契約金額は税込で2,062万8,000円、落札率は99.7%。落札者は、株式会社 青野工務店 となっております。

この案件について、委員より「参加見込数が124者であるにもかかわらず、参加者が1者になった理由は何か。」とのご質問をいただいております。

本案件の入札参加見込者数については、「建築一式工事に登録がある者」、「千葉県内に本店（社）を有する者」、「格付け：A・B・C・Dである者」という、白井市競争入札参加者適格者名簿で事前に把握できる要件のみを満たす者として、「124者」と記載しているところです。

1 者の参加者となった理由については、実績要件、担当技術者の個人資格要件を満たせないことやその他、会社の都合などが考えられます。

7 ページの N o 7 「(仮称) 西白井地区コミュニティ施設新築工事 (建築工事)」についてご説明いたします。

この案件については、当初は、N o 7 で一般競争入札の「総合評価方式」による入札を実施しましたが、予定価格以内の入札がなかったことから、不調となり、工事施工期間確保のため、N o 8 にて通常の一般競争入札に切替え実施し、最終的に不落随意契約になった案件となります。

本市の「総合評価方式の概要、落札者決定基準等」については平成 2 8 年度第 2 回会議においても、説明させていただいており、追加で送付した別添資料 1 - 1 にもございますので、時間の都合上、詳細説明は省略させていただきます。

本業務の業種は「建築一式工事」で、執行理由は、「西白井地区の自治会などの地域住民同士の交流やふれあいを深めるため、地域づくりの活動拠点となるコミュニティ施設を整備するため、これらに係る建築工事を行うもの」です。

入札参加資格要件につきましては、白井市競争入札参加者適格者名簿の大分類「建築一式工事」に登録がある者。格付け要件は A (経営事項審査総合評定値 1, 200 点以上)、地域要件は千葉県内に本店 (社)、支店 (社) 又は営業所 (出張所) を置く者。実績要件は過去 1 0 カ年度 (平成 2 0 年度から平成 2 9 年度まで) に国又は地方公共団体等が発注した延床面積 5 0 0 m² 以上で請負金額 5, 0 0 0 万円以上の建築一式工事を元請けとして施工した実績がある者。なお、J V による実績の場合は出資比率が 3 0 % 以上のものに限る。担当技術者要件は当該工事に一級建築士又は一級建築施工管理技士の資格を有し、監理技術者資格者証の交付を受けている技術者を専任で配置できる者。なお、当該技術者については本入札公告日時点で 3 カ月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にある者。その他要件として、本工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。そして、社会保険等に参加していること。という要件でした。

入札参加資格者数は 5 6 者を見込み、入札参加資格確認申請書を提出したものが 3 者で、入札参加者数は 2 者 (1 者辞退) でした。

8 ページをご覧ください。金額についてですが、予定価格は税抜き 1 億

9,820万円。総合評価方式の場合は、最低制限価格ではなく、調査基準価格を設定することとしており、その調査基準価格は、税抜き1億7,838万円
また、失格判定基準価格は、税抜き1億3,938万4,820円としています。

このような中、総合評価方式による入札の状況ですが、参加した3者については、参加申請と同時に総合評価に係る「技術資料」（別添資料1-1の12ページ、13ページにある評価項目）が提出され、別添資料1-2にありますとおり、「技術評価点」を算出しております。

この技術評価点は、第1位が広島建設(株)120点、第2位が大和リース(株)千葉支店113.333点、第3位が松井建設(株)東関東営業所111.111点という結果になりました。

その後、入札については、松井建設(株)の1者が辞退、大和リース(株)、広島建設(株)の2者入札ありましたが、予定価格内の入札がありませんでした。また、2回目入札についても広島建設(株)は辞退、大和リース(株)のみの入札ありましたが、これも予定価格内の入札ではなく、総合評価の「評価値」を算出することができないため、不調となったものです。

この案件についてのご質問は、委員から2点ありました。

1つ目は、「総合評価方式で入札不調とのこと、入札額が予定額を上回ったためと思われるが、経緯、審査状況等はどうなっているのか。」とのご質問。先ほどの説明でも触れましたが、本案件は総合評価方式となり、入札価格とともに企業の技術力や社会的信頼性を考慮して落札者を総合的に決定するもので、具体的には、落札者決定基準（別添資料1-1：P4～6、12～13参照）により、評価項目に対しての「技術評価点」を「入札価格」で除した値である「評価値」が最も高いものを落札者とするものです。

審査過程につきましては、参加資格確認申請書とともに、評価項目に対する資料が入札参加者（3者）から提出された後、「白井市総合評価方式技術審査会」を開催し、参加資格の審査及び評価項目の評価を行い「技術評価点」を算出（別添資料1-2参照）し、第1位 広島建設(株)120.000点
第2位 大和リース(株)千葉支店113.333点、第3位 松井建設(株)東関東営業所111.111点となっています。

しかしながら、1回目、2回目の入札ともに、予定価格内の入札者がおらず、総合的な評価値を算出できないため、不調となったものです。

2つ目のご質問は、「予定価格の事前公表は行っていないのか。また公表の今後の対応は如何か。総合評価方式では価格と技術力等を合わせて評価し、業者を決定することから、事前公表は必要、または前提ではないか。」というご質問。

回答といたしましては、総合評価方式は、価格だけではなく企業の技術力や社会的な信頼性を考慮して行うものであることから、予定価格を事前公表することにより、価格以外に評価の主体を置くこともできると考えますが、予定価格の事前公表の問題点としては、目安となる価格が与えられることにより、適正な価格競争を阻害するばかりでなく、談合等の競争制限行為を助長し、その結果、価格が不当に設定されるおそれがあるものと考えます。また、現在の本市の総合評価方式は、「施工計画（施工における工程管理、材料の品質管理、施工上の課題に対する技術的評価等）」を盛り込んだ評価には至っておらず、事業者の過去の実績等から企業の施工能力などを評価するにとどまる簡易的なものであることから、予定価格は事前公表せず、価格の競争性も保ちつつ、あわせて施工能力を評価したいと考えております。

10ページのNo.27「街路樹等管理委託（第4号）」についてご説明いたします。

本業務の業種は「緑地管理・道路清掃」で、執行理由は、「都市地域における街路や歩行者専用道路の安全及び快適性を確保するため、清掃及び植栽等の通年管理を委託し、良好な住環境の保全及び公共の福祉の推進に資するもの。」です。

入札参加資格要件等につきましては、白井市競争入札参加者適格者名簿の大分類「緑地管理・道路清掃」、中分類「樹木管理」「害虫駆除（防除業）」に登録がある者。地域要件は白井市又は印西市、佐倉市、四街道市、酒々井町、栄町、八千代市、船橋市、鎌ヶ谷市、柏市、我孫子市、流山市、習志野市、松戸市、市川市、浦安市に本店（社）、支店（社）又は営業所（出張所）を置く者。実績要件は平成24年度から本件公告日までに国又は地方公共団体等が発注した、公園緑地等の植栽剪定、薬剤防除、清掃等の管理委託又は街路樹等の剪定、薬剤防除、清掃等の管理委託を完了した実績がある者。担当技術者要件は当該業務の主任担当者に造園施工管理技士又は造園技能士の資格を有する者を配置できる者。としています。

11ページをご覧ください。金額につきましては、予定価格 税抜き2,066万6,422円に対し、落札価格が税抜き1,498万円。落札率72.5%、契約の相手方は(有)大野造園となっています。

この案件には1つのご質問を委員よりいただいております。「5者が失格になっているが、最低制限価格の妥当性（根拠）はどうか。」とのご質問で、業務委託の最低制限価格については、「白井市業務委託最低制限価格運用要領」により、「当該対象業務の設計額に10分の7を乗じて得た額」と規定

しています。これは、市のこれまでの業務委託に係る落札率及び業務委託の最低制限価格の設定動向、他市や千葉県における業務委託の算出方法を勘案して設定しており、本案件については、より競争性が働いた結果と捉えているところです。

以上で一般競争入札案件の審議事案の説明とさせていただきますが、今のご質問で委託の最低制限価格のことがありましたので、審議事案ではない案件ですが、説明させていただきたい件があります。

審議案件抽出作業をご依頼しましたときに、No. 37一般競争入札の「運転手付きバス運行業務委託」の最低制限価格が業務委託の原則である70%でないことに、委員さんがお気づきになりました。先ほどの街路樹等管理委託でも少し触れましたが、業務委託の最低制限価格は原則70%としているところですが、一般貸切旅客自動車運送事業については、高速ツアーバスの事故を踏まえて、国土交通省が「安全コスト」ということで、運賃の下限額を示しております。(例：大型車：1キロあたり120円、1時間あたり5,310円)このことから、その下限額をもとに算出した額を最低制限価格としており、70%ではない額となっています。

業務委託の最低制限価格の運用要領においても、70%で定めることが適当でないと認めるときは、別に定めるとしているものです。以上です。

一般競争入札の審議事案について、ご審議のほどよろしくお願いたします。

《委員長》

ただいま、一般競争入札の審議事案の説明が終わりました。ご意見、ご質問等ございますか。

なお、発言の際には説明書の事業名をおっしゃってから、発言をお願いいたします。

《委員》

No. 4「富士地区雨水排水対策整備工事（H30）」とNo. 5「道路法面改修工事」の入札参加者がなく不調となった件については、参加者がいなかった理由として考えられるものを色々とあげていただきましたが、平成30年度の下半期に両案件ともに指名競争入札に切替えて実施し、落札に至ったということで、その指名競争入札では入札参加の条件について何か緩和等されたのでしょうか。

《事務局》

N o 4 「富士地区雨水排水対策整備工事（H 3 0）」とN o 5 「道路法面改修工事」の両案件ともに、指名競争に切替えて実施する前に、一般競争入札を再度実施しております。この再入札の時に、両案件ともに入札参加要件の地域要件を「白井市内に本店（社）、支店（社）又は営業所（出張所）を有する者」から「千葉県内に本店（社）、支店（社）又は営業所（出張所）を有する者」に緩和しております。しかしながら、両案件ともに参加者がなかったため、指名競争入札に切替えました。

《委員》

N o 4 「富士地区雨水排水対策整備工事（H 3 0）」とN o 5 「道路法面改修工事」とともに、最終的に指名競争に切替えて落札されたとのことですが、それぞれ最終的な予定価格と落札金額を教えてください。

《事務局》

指名競争入札に切替えた後の、N o 4 「富士地区雨水排水対策整備工事（H 3 0）」については、1 0 者指名し、入札者1 者、辞退9 者となり、予定価格（税抜き）1,801 万円円に対し、落札金額（税抜き）が1,760 万円円。N o 5 「道路法面改修工事」については、1 0 者指名し、入札者2 者、辞退8 者となり、予定価格（税抜き）1,664 万円円に対し、落札金額（税抜き）1,534 万円円となっています。

《委員》

それぞれ一般競争入札の時とそれほど変わらない予定価格であると思いますが、指名に切替えると落札となったのは何故でしょうか。

《事務局》

一般競争入札時の不調理由は、そもそも入札参加者がいなかったものですが、これは参加申請自体が全くなかったもので、参加申請があった後に入札を辞退したものではないため、何故参加しなかったかは不明です。

この2 件については、指名競争においても辞退者が多く、先ほどの回答にもありましたとおり、「技術者の確保が困難」「作業員の確保が困難」など、同様の理由も考えられるところです。

なお、一般競争入札については、入札公告を事業者がみることにより参加しますが、インターネット上では千葉県内自治体が共同で実施している

ちば電子入札システムの「入札情報サービス」と市のホームページで公告等が閲覧でき、さらに市では市の配信メールで入札公告情報を得られるように、入札参加名簿への登録時に事業者へ配信メールを登録していただくことを促すなど、公告がみやすい環境に努めているところです。

《委員》

No.7「(仮称)西白井地区コミュニティ施設新築工事(建築工事)」の総合評価の場合の予定価格の事前公表についての質問と回答に関して、意見という形になりますが、現在は、建設工事で予定価格の事前公表は考えられないと一般的にはなっています。ただ、15～20年前頃、国からは金額や契約方法など、ケースによっては予定価格を事前公表しても構わないという趣旨の流れが全国的にあり、予定価格の事前公表を選択した自治体も結構あったかと思えます。そしてそれはある時点までは続いたのですが、あるときから、やはり国からも事前公表は好ましくないという流れになってきたと思えます。もし時間あれば、現在の予定価格の事前公表の状況がどうなっているかつかんで、参考にしていただければと考えます。

《委員長》

平成30年度上半期分の指名競争入札契約の審査につきまして、事務局から審議事案の説明を求めます。

議題2 平成30年度上半期分の指名競争入札契約の審査について

《事務局》

12ページをご覧ください。

No.79「平成33年度評価替えに係る固定資産基礎資料整備業務委託」についてご説明いたします。

本工事の業種は「測量：測量一般」、執行理由は「平成33年度の評価替えに向けて、評価の基礎となる状況類似地区及び標準宅地の選定、路線価格の見直し等を行う。また、航空写真撮影並びに地番現況図及び家屋現況図等の修正を行い基礎資料の整備を行うもの」です。

業者選定については、指名業者数は7者。指名理由については、白井市競争入札参加者適格者名簿の大分類「測量一般」に登録のある者のうち、「個人情報」の安全を確保するため、情報セキュリティ管理に関する認証(情報セ

セキュリティマネジメントシステム（ISO 27001）又はプライバシーマーク（JIS Q 15001）を受けていること）及び「地理空間情報分野の調査、解析、技術監理等の技術を確保するため、空間情報総括管理技術者を配置していること」を要件として、千葉県内外で同種業務の受注実績のあるものを選定しました。指名業者7者のうち、入札も7者となっています。

金額につきましては、今回この案件については、あとでご質問にもありますが、税込みで入札を行っておりますので、予定価格は、税込で申し上げますと3,759万1,800円に対し、落札価格は税込で3,475万6,000円、落札率は92.5%で、落札業者は朝日航洋㈱となりました。

本案件についての質問は、委員から「消費税8%と10%混在により税込金額で入札実施となっているが、このこととあわせて委託業務はどのような内容か。」というご質問。

まず、税込金額で入札を実施した理由についてですが、通常は、入札書に記載される金額は、課税事業者と免税事業者が同一の間尺で比較できるよう、税抜き金額で入札としています。しかしながら、本市と千葉県及び県内55自治体が利用している電子入札システムでは、落札を判定する上で重要となる予定価格の入力が複数の課税率に対応していないことから、システムの都合上、税込価格での入札としたものです。

次に、委託業務内容については、固定資産税は、固定資産の有する価値に着目して毎年度課税するものですが、全国で約1億8千万筆の土地や約6千万棟の家屋について毎年度評価を見直すことは、実務的に困難であることや事務の簡素化を図り徴税コストを最小に抑える必要もあること等から、原則として3年ごとに価格を見直す制度となっています。

本案件は、平成33年度を基準年度として価格を見直し、評価替えをするための固定資産基礎資料の整備を行うことを目的としており、業務内容は評価基礎資料作成、航空写真撮影、地番現況図経年異動修正、家屋現況図経年異動修正及び評価替えにおける各種分析・課題抽出等の支援業務等となり、その概要は別添資料2のとおり、事前に送付させていただいておりますので、時間の都合上割愛させていただきます。

続きまして、14ページをご覧ください。

No.85、86の「柔剣道場吊り天井等耐震改修実施設計業務委託」についてご説明いたします。本案件については、No.85、86ともに、入札不調になっているものです。

本業務の業種は「建築関係建設コンサルタント：建築一般」、執行理由は「柔剣道場吊り天井等耐震点検業務」の点検結果において、白井中学校の柔剣道場吊り天井は、耐震性が確保できていないため、「撤去改修」が必要との判定となりました。当施設は授業等での使用や、災害時の避難所の指定にもされていることから改修工事を行うための設計業務を委託するもの」です。

業者選定については、指名業者数はNo.85、86ともに5者。指名理由については、No.85は白井市競争入札参加者適格者名簿の大分類「建築関係建設コンサルタント」中分類「建築一般」に登録のある者で、本市または他の地方公共団体等で同種業務の実績があるものを選定しました。No.86は指名業者を入れ替えたこともあり、同種業務の実績について、他の地方公共団体等のみの実績を基に選定している点がNo.85との違いになります。入札参加者は、No.85、86ともに4者で1者辞退となっています。

15ページにいきまして、金額について、予定価格はNo.85、86ともに税抜きで170万160円。No.85、86ともに2回ずつ入札を実施しましたが、予定価格内の入札がなかったことから、不調となりました。

本案件についての質問は、委員から1件いただいております。「No.85とNo.86について、入札不調で再入札を繰り返しているように見受けられるが、No.85とNo.86の予定価格はいずれも同額であり、No.86の再入札に当って何か見直し等は図られたのか。」とのご質問。

当市では、「指名競争入札における入札不調に伴う措置の取り扱いに係る内規」を定めており、不調となった場合、再び入札に付する際には、原則として、指名業者の変更又は設計変更等を行うこととしており、今回の場合は、指名業者の総入れ替えを選択したものです。

なお、本案件については、最終的には平成30年度の下半期にて、再々入札を実施し、落札されましたが、その際には設計金額を見直し、過去2回で指名した10者のうち、応札額上位5者を指名いたしました。

続きまして、16ページをご覧ください。

No.88「配水管実施設計業務委託（H30-1）」についてご説明いたします。

本業務の業種は「土木関係建設コンサルタント業務：上水道及び工業用水道」、執行理由は「白井市水道事業計画の配水管整備の実実施設計を行うもの」

です。

業者選定については、指名業者数は10者。指名理由については、白井市競争入札参加者適格者名簿の「土木関係建設コンサルタント業務：上水道及び工業用水道」に登録のある者のうち、千葉県内に本店（社）、支店（社）、営業所（出張所）有し、配水管の設計実績のある者を選定しました。入札は指名業者10者中、10者参加しています。

金額につきましては、予定価格税抜きで2,756万円に対し、落札価格は税抜き1,480万円で、落札率53.7%

17ページにいきまして、落札者は株式会社 東朋エンジニアリング 船橋営業所となっています。

本案件についての質問は、委員より1件いただいております。「落札率が53.7%と低い理由は。また、入札の最高額は最低額の約2倍になっているが、入札額を算定するための条件は十分に提示されたのか。あるいは、算定の難易度が高かったのか。」とのご質問。

本案件の業務内容としては、「配水管の実施設計」と「地質・土質調査」の2つとなります。設計額の積算方法については、「配水管の実施設計」は、全国簡易水道協議会（水道を運営する市町村が主たる構成員）が示している水道施設整備費に係る歩掛表の配水管設計業務積算基準に基づき設計し、「地質・土質調査」については、千葉県積算基準に基づいて設計しております。また、それぞれ入札額を算定するための条件についても、配水管は口径、長さ、箇所等を明示し、地質・土質調査も口径、深さ、回数などを設計書で示しており、算定に際しても難易度の高いものではないと考えます。

今回の落札率が低いことについては、企業努力によるものと推測します。

次に、18ページをご覧ください。

No.116「廃棄物処理委託」についてご説明いたします。

本業務の業種は「廃棄物処理」、執行理由は「学校給食共同調理場で発生した生ごみ及びその他の可燃・不燃物等のごみについて、それぞれフジヨー白井事業所（食品系リサイクル事業者）及び印西クリーンセンターに搬入処理を行うもので、業務の効率化を図るため民間委託するもの」です。

業者選定等については、指名業者は5者で、入札参加者数は2者、辞退2者、未入札1者となっています。

指名理由は白井市競争入札参加者適格者名簿の大分類「廃棄物処理」、中分類「一般廃棄物処理（収集・運搬）」に登録している者のうち、白井市の一般廃棄物処理収集運搬の許可があり、かつ、過去5カ年度（平成24年度

～平成28年度)に廃棄物処理の受注実績がある者を選定しました。

19ページにいきまして、金額につきましては、予定価格税抜きで417万3,750円に対し、落札価格は税抜き417万3,750円で、落札率100%、契約の相手方は有限会社 白井清掃です。

本案件についての質問は、委員より1件いただいております、「落札率が100%となっており、落札額もいわゆる丸い数字ではなく端数となっているが、これが100%となった理由として考えられるものはあるか。」との質問。

本案件はごみ処理費の単価契約となりますが、設計や入札については、単価に予定数量(kg)を乗じた総価により行っております。設計金額の積算にあたっては、業者からの参考見積りを参考とし、ごみ処理費単価に生ごみとその他ごみの予定数量(kg)をそれぞれ乗じ、その合計額を設計額としています。落札率が100%となった要因としては、設計にあたっての参考見積り徴取が1者となってしまったこと等が考えられます。

以上で指名競争入札案件の審議事案の説明とさせていただきます。
ご審議のほどよろしくお願いいたします。

《委員長》

ただいま、指名競争入札の審議事案の説明が終わりました。ご意見、ご質問等ございますか。

なお、発言の際には説明書の事業名をおっしゃってから、発言をお願いいたします。

《委員》

No.79「平成33年度評価替えに係る固定資産基礎資料整備業務委託」の入札については、消費税8%と10%混在により税込金額で入札実施ということですが、その説明の中で、「通常は、課税事業者と免税事業者が同一の間尺で比較できるよう、税抜き金額で入札としています。」ということでしたが、その意味合いをどういうことか、教えていただけますでしょうか。

例えば、金額が1,000万円の場合、課税事業者に1,080万円をお願いして、非課税事業者には1,000万円をお願いするということはないと思うのですが。

《事務局》

例えば、入札案件が、課税事業者と社会福祉法人のように免税事業者の両方が参加できる案件であった場合、仮定として、入札を税込の価格（契約金額ベース）により、入札させるとなると、課税事業者は消費税を含んだ入札価格になるのに対し、免税事業者は消費税のない入札価格となってしまう、免税事業者の方が有利になってしまうものです。このことから公平な比較ができるよう、通常の入札では、税抜き価格で入札することとしています。

《委員》

社会福祉法人であるから、消費税が免税ということではなく、株式会社で課税事業者であろうが、社会福祉法人で免税事業者であろうが、課税売り上げとなる事業を行っている事業者は課税されるので、社会福祉法人だから免税で消費税を納める必要がないということではないことは申し上げておきたいと思います。

例えば会社ができただけ、あるいは事業を行ってからまだ2年経っていない場合は原則、消費税は免税となりますが、仮に免税事業者であっても、例えばレストランを始めたばかりで消費税が免税でも、後に、課税事業者になることを考えてお客さんから消費税をいただくことも可能です。課税事業者だから消費税をとり、免税事業者だから消費税はとらないというものではありません。取引の性質として課税売り上げがあるのであれば、消費税分をいただいてよいというものです。

さきほどの通常、税抜き価格で入札を行っている理由をみますと、何か、課税事業者と免税事業者で市が払う金額が変わってしまうので、その不都合をなくすために、税抜きで入札を行っているというようにみえてしまったのです。

《事務局》

見方の違いがあるかと思いますが、入札は一般的には税抜きで行っているということを言いたかったものです。なお、国からも消費税の導入時には契約の事務の取扱について通達があり、税抜きでの入札としているものです。

《委員》

No. 7 9「平成33年度評価替えに係る固定資産基礎資料整備業務委託」の履行期間については平成30年4月10日から平成33年3月31日までの約3カ年の業務委託で、消費税については平成31年9月までが8%、平

成31年10月から10%になります。入札する各事業者は、それぞれ、その時の消費税を見込んで応札したということですね。従来ならば、すべての期間、消費税は一律で、消費税8%であれば、8%の消費税に相当する額を除いた額を入札すれば、契約金額は自動的に8%が加算されましたが、今回の場合は、8%と10%の期間があり、その内訳が出せないから消費税込みの入札としたのでしょうか。

《事務局》

今回、消費税込みでの入札を実施したのは、回答にもありましたとおり、単純に、電子入札のシステム上、複数の税率に対応したシステムではないため、このような対応になりました。具体的に言うと、電子入札システムには、入札前の登録事項として、必須で予定価格の「税込」を入力することとなっています。そこに、今回の場合、8%と10%の両方を加味した税込の予定価格を入力することとなりますが、開札時の落札判定にかかわる「税抜き」の予定価格がこのシステムでは、入力した税込の予定価格に対して、8%又は10%のどちらかの課税率に対応した「税抜き」の予定価格が自動計算で入力されてしまい、本来の税抜きの予定価格が登録できないことから、税込であれば、システム上も対応できるため、このような税込での入札となりました。

《委員》

3ヵ年の中で、消費税8%時期の業務量はここまで、10%の時期の業務量はここからここまでというように設計では決まっているので、消費税込みの額は算出できるわけですね。

そうすると、今後の工事や業務委託でもこのような消費税率が混在する案件があるということで、同じような対応になっていくのでしょうか。

《事務局》

出来形の支払い形態のある案件で、消費税8%の時期までの出来形と消費税10%の時期の出来形の両方がある場合、基本的には今回のような対応になるものと考えます。なお、システム上のことになりますが、工事と測量・コンサルの案件については、このような対応になっていくと考えますが、その他の委託や物品の購入については、システム上、税込の予定価格が必須入力事項となっていないため、従来どおり、税抜きでの入札が可能となります。

《委員》

当然ながら、業務が平成31年9月末までに終了するものは、消費税8%、平成31年10月以降に終了するものは、消費税10%ということによろしいですね。履行期間がその両方にまたがる場合、支払いが平成31年10月以降であれば、消費税10%ということになるのでしょうか。

《事務局》

履行期間が消費税8%の時期と10%の時期にまたがる場合は、その案件によって異なります。例を挙げると、工事については、引渡しがされた時点、委託については、引渡物のあるものは、引渡しされた時点、ないものはその業務が終了した時点で消費税をみていくことになります。なお、出来形での支払いがある場合は、その出来形が完了（引渡し）した時点で消費税をみていくこととなります。

《委員》

履行期間が消費税8%の時期と10%の時期にまたがる場合、入札する側は、全体の何割が8%の時期、10%の時期というのは分かっているのでしょうか。何か明確に示しているのでしょうか。

《事務局》

入札の公告時に設計書（金抜き）や仕様書において、消費税については、明確に記載をしているところです。

《委員》

No.88「配水管実施設計業務委託H30-1」の入札について、落札者と次点の者の入札額は他の入札者に比べ突出して低くなっていますが、他の者はどちらかというと予定価格に近い金額となっています。落札者は53.7%の落札率ですが、業務は問題なく履行されたのでしょうか。

《事務局》

本業務については、2月末までの履行期間があり、履行されたかどうかはこの先になりますが、現在のところ、担当課から問題のあるようなことは聞いておりません。

《委員》

No.116「廃棄物処理委託」の入札について、落札率が100%となった要因は、設計にあたっての参考見積り徴取が1者となってしまったことがあげられるとのことでしたが、この1者というのは落札者でしょうか。

また、今後、入札において、落札率が100%になるようなことがないような対策としては、前回会議の報告事項にあった、設計に際して見積を参考に設計する場合には、複数者から見積を徴取するということがよろしいでしょうか。

《事務局》

参考見積り徴取をしたのは、落札者と同じ者です。

今後、見積りを参考に設計する際には、複数者から見積を徴取し、設計するようにしていきます。

《委員長》

それでは続きまして、議題3 平成30年度上半期分の随意契約の審査について、審議事案の説明を事務局から求めます。

議題3 平成30年度上半期分の随意契約の審査について

《事務局》

次に議題3 平成30年度上半期分の随意契約の審査についてご説明いたします。20ページをご覧ください。

No.171「白井市生活困窮者自立支援事業業務委託」についてご説明いたします。

執行理由は、「生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）に基づき、平成27年4月から生活保護受給に至る前段階の生活困窮者及びひきこもりやニートの状態にあり、将来的に生活困窮に陥るリスクのある者（以下「生活困窮者等」という。）に対する包括的かつ継続的な支援を行う生活困窮者自立支援事業を白井市生活困窮者自立支援事業共同事業体に業務委託して実施しています。

この委託契約が平成30年3月末をもって契約期間が満了となることから、社会福祉法人等の持つ支援ノウハウ、ネットワーク、社会資源を有効に活用するため、引き続き委託方式での事業実施をするもの」です。

随意契約理由については、「生活困窮者等への相談支援業務は対人援助であり、対象者と支援者との信頼関係構築のもとで、適切で効果的な支援が実施可能となります。費用面だけでなく、委託先の職員が事業実施に必要な資質や経験、能力等を有しているか、また、支援に必要な関係機関等との連携体制の整備や個人情報の取り扱いが適切か等の視点から業者を選択し、契約を締結する必要があるため、プロポーザル方式を採用するもので、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により、随意契約としています。

金額につきましては、予定価格税抜3,969万3,483円に対し、契約金額税抜き3,969万3,483円で、落札率は100%です。

21ページをご覧ください。

本案件に対するご質問は、委員から「委託業務はどのような内容か。また、生活困窮者の自立がどのように改善されるかなど、業務の成果はどのように確認するのか。」そして、「プロポーザルの内容はどのようなものか。」との質問です。

まず、業務の内容については、生活困窮者自立支援法に基づき、生活保護に至る前の段階にある生活困窮者への包括的・継続的な支援により、困窮状態からの早期の自立を図るためとして、全国の福祉事務所設置自治体に、自立相談支援窓口を設置することとなり、必要な経験、能力、資質、資格のある者に委託（相談支援員3名）するものとなっています。

委託の内容としては、大きく分けて2つあります。一つ目は生活困窮者自立相談支援事業です。白井市の自立相談支援窓口は、「白井市くらしと仕事のサポートセンター」として保健福祉センター3階社会福祉課内に設置し、市民や関係機関等からの生活や仕事に関する相談に広く対応し、生活困窮者が抱える課題を把握し、困窮状態からの早期脱却を図るため、個々人の状態にあった自立支援計画を作成し、支援の実施、モニタリング・評価、そして、再プラン策定して支援実施、終結へという流れで支援を行っています。

そして、もうひとつの業務は「住居確保給付金事業」になります。離職等により家賃を支払うことが困難となり、住居を失った、または住居を失う恐れのある生活困窮者へ、住居確保給付金の支給を行うものです。併せて、ハローワークやその他関係機関へ協力を依頼し就労支援を実施していくことになっています。なお、支給対象には、年齢・収入・資産要件があり、回答に記載のとおりです。これが業務内容の大まかな概要になります。

次に、22ページをご覧ください。

ご質問の「業務の成果の確認方法」についてですが、月1回、相談員や市の職員、社会福祉協議会職員13名からなる、支援調整会議時に相談対応状

況を確認しています。新規相談受付ケース及び継続支援ケースについて、開催する支援調整会議において、相談の概要及び対応状況の報告を委託者である相談員(くらしと仕事のサポートセンター)から受けて支援状況を把握し、問題解決に向けて効果的な支援が行われているか確認を行います。

なお、プランの期間終了前に、支援員と相談者が支援経過と結果について「自己評価」を行い、改善された点や残された課題等を分析し、その状況について支援調整会議に諮り、支援の成果を確認しています。

また、委託先との定期的なヒアリングによる確認として、4半期ごとに委託先の社会福祉法人に対し、事業の実施状況についてヒアリングを行い、業務の効果的な実施について確認しているとのことです。

具体的な改善としてどのような実績があるか、例を挙げますと、平成29年度は家賃滞納により強制退去となりそうだった方からの相談に対応し、ファイナンシャルプランナーの資格を持つ相談支援員が、本人と一緒に、将来的な収支の見通しを立て、家計管理改善を図り、強制退去を免れて安定した生活を送ることが可能となりました。平成30年度では、高齢の母親の介護の問題で関わっていた地域包括支援センターから、同居している知的障害の疑いのある娘(40代)の支援について、くらしと仕事のサポートセンターへの連絡があり、生活や就労に関する相談に対応する中で、療育手帳の取得申請に係る病院受診の支援や、コミュニケーション訓練の場への参加促進などにより、孤立状況が解消され、自立に向けて手続き等を進めるなど、市の地域包括支援センターとの連携によって、改善がされた事例があります。

以上が、成果の確認方法等となります。

次に、23ページをご覧ください。プロポーザルの内容とご質問で、その評価方法、評価基準、受託候補者の決定について回答に記載させていただいております。評価の方法につきましては、書類審査、プレゼンテーション、見積り金額の3つの評価の合計得点となり、書類審査では、業務の遂行能力ということで、配置予定者の資格や経験、実績、執行体制の提案に対する評価や事業者としての類似業務の実績等の評価等となり、合計50点満点。

プレゼンテーションでは、事業に対する認識や白井市の特徴を踏まえているか、相談受付から、自立に向けた支援終結までの実施体制、市民や関係機関への周知方法、関係機関との連携方法、事業のモニタリングの考え方などを評価し、委員1人あたり100点満点で7名の委員を予定し、700点満点。

見積金額については、見積額の低いものを最高点の25点として、次点以降は金額による按分という配点。

受託予定者の選定については、書類審査及びプレゼンテーション審査の得点総合計が最も高い者を最優秀者（受託予定者）としています。但し、合計得点が最も高い者であっても、合計得点が評価基準の合計の6割に満たない者は受託候補者としなないとしています。

本案件の審査状況については、プロポーザル参加者が「社会福祉法人 生活クラブ」の1者で、一次審査（書類審査）は38点/50点、二次審査（プレゼンテーション）382点/600点（6人の委員となったため）、見積金額は12.5点/25点（1者のみの参加となったことから評価委員の意見より配点）。合計432.5点/675点（合計の6割：405点）

以上から、受託候補者を「社会福祉法人 生活クラブ」としたものです。

次に24ページをご覧ください。

No.185「【長期】保育園施設警備委託（その1）」についてご説明いたします。

執行理由は、「不審者の侵入に対する安全対策の充実、火災及び盗難等の早期発見、早期対処を図るため、機械による警備を行うもの」です。

随意契約理由は、平成30年5月1日から5カ年の長期継続契約を予定し、指名競争入札を行ったが、不調となり契約に至りませんでした。入所児童の安全対策のため継続した機械警備を行うことが不可欠であり、契約満了日である4月30日以降も継続して機械警備を行う必要があるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により、随意契約としました。

金額につきましては、設計金額税抜き16万5,600円、契約金額も税抜き16万5,600円で、契約の相手方は 総合警備保障 株式会社 柏支店 です。

25ページをご覧ください。

本案件に対するご質問は、「No.115の入札が不調だったことを受けて、随意契約に及んだという経緯があるようだが、No.115の金額とNo.185（本随意契約）の金額が大きく異なるように見受けられる。年額契約と月額契約の違い等があるのか。指名競争入札の時に想定していた契約内容と随意契約での契約内容の違いについて教示願いたい。」とのご質問が委員からありました。

本案件については、当初、平成30年5月1日から平成35年4月30日までの5カ年の長期継続契約として、No.115の指名競争入札にて入札を実施しましたが、予定価格内の入札がなく、不調となりました。

保育園入所児童の安全対策として、継続した機械警備を行うことが不可欠

で、業務の開始時期が迫っており、競争入札に付しては契約の目的を達成することができないため、早急的な契約が必要であること及び5ヵ年の長期継続契約の入札が不調になったことを考慮し、現契約者である総合警備保障㈱と1年間（平成30年5月1日から平成31年4月30日まで）のみの随意契約としたものです。

なお、本案件の随意契約分は1年間ですが、年度をまたぐことから「【長期】」の表示があるものです。

次に、26ページをご覧ください。

最後の事案については、長期継続契約の随意契約案件についてです。

平成30年度の上半期においては、No.147、150、169、185、187、200の6つの案件が長期継続ということで、委員より「長期とはどのくらいの年数か、どのような業務の場合、長期に渡る契約が可能なのか、市の規定ではどのようになっているのか。」とのご質問です。

回答につきましては、地方自治法第234条の3により、電気・ガス・水の供給、電気通信役務の提供を受ける契約、不動産を借りる契約、その他政令で定める契約については、翌年度にわたる複数年の契約を締結することができることとされており、地方自治法施行令第167条の17にて、「政令で定める契約」とは、「契約の性質上翌年度以降にわたり契約を締結しなければ、その契約に係る事務の取扱に支障を及ぼすもので、条例で定めるものとする。」とされています。

本市においても別添資料4-1「白井市長期継続契約に関する条例」を定め、別添資料4-2「白井市長期継続契約に関する条例施行規則」にて施行に関しての必要な事項を定めており、対象とする主な契約と契約期間は次のとおりとしています。

◆条例第2条第1号

物品を借り入れる契約で、契約業者が当該物品を調達するために要した初期費用の回収に必要な期間を確保するため、商慣習上複数年度にわたり契約を締結することが一般的であるもの

ア 複写機、印刷機、電子機器等 →5年以内

イ 自動車 →7年以内

◆条例第2条第2号

借り入れる物品に係る保守管理業務の委託業務

・保守管理業務 →5年以内

◆**条例第2条第3号**

複数年の契約期間を前提に契約金額が算出されている電子計算機のソフトウェア使用許諾

- ・ソフトウェア関係 → 5年以内

◆**条例第2条第4号**

庁舎その他市の施設の保守その他維持管理に関する契約で毎年4月1日から役務の提供を受ける必要があり、かつ、業務を履行する契約相手方に対し特別な教育訓練等を行う必要があるため、単年度契約では安定した業務の履行に支障を及ぼすもの

- ・庁舎等施設の維持管理業務 → 3年以内

◆**条例第2条第5号**

役務の提供を受ける契約で4月1日から役務の提供を受けなければ、当該業務の履行に支障を及ぼすおそれがある契約

- ・給食業務、バス運行業務等 → 3年以内

◆**条例第2条第6号**

業務を継続的に履行させ、かつ、業務を履行するにあたって機器の導入等の相当な初期費用が必要となるため単年度の契約では著しく不利となる契約

- ・機械警備、複写機等 → 5年以内

となっているところです。

以上、随意契約の審議案件の説明とさせていただきます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

《委員長》

事務局からの説明について、ご意見ご質問等ありましたら、審議事案説明書の事業名をおっしゃってから発言をお願いいたします。

《委員》

No.185「【長期】保育園施設警備委託（その1）」について、今回は1年間分の契約となり、税抜き16万5,600円ということですが、不調となったNo.115の指名競争入札の時の予定価格をみると、税抜き82万8,000円で

今回の随意契約額はその5分の1になります。しかし、指名競争入札時の今回の契約者である「総合警備保障㈱」の入札額は税抜き120万円となっており、大きな差があります。この差というのは随意契約として1年間の契約だからこのような差がでたのでしょうか。

《事務局》

今回のこのような設計額の差は、やはり前回会議での適切な設計についてのご意見に対する回答と同様のことが言えるものとなります。

この案件についても設計は業者からの参考見積りを参考に積算していましたが、業者の参考見積りと担当課の積算の考え方が結果的に違っていたことに気がつかなかったものとなっており、反省点になると認識しております。

《委員》

この案件については、指名競争入札で不調になったことにより、1年間のみの随意契約になっていますが、今後は、随意契約と競争入札どちらの方法となるのでしょうか。

《事務局》

今後の警備委託の条件設定にもよりますが、現時点では、長期継続契約の案件として、前回と同様に競争入札を考えているところです。

《委員長》

No.171「白井市生活困窮者自立支援事業業務委託」について、この事業は、生活困窮者自立支援法に基づき、平成27年4月から開始となった比較的新しい事業とのことですが、執行理由に記載のある「包括的かつ継続的な支援を行う生活困窮者自立支援事業を白井市生活困窮者自立支援事業共同事業体に業務委託して実施」の「共同事業体」というのはどのようなことでしょうか。今回の委託者の「社会福祉法人 生活クラブ」と何か関連があるのでしょうか。

また、回答の中に参考として、白井市での相談件数やプラン作成件数等が記載されているのですが、新規相談件数が平成29年度20.8件/月、平成30年度14.5件/月であるのに対し、プラン作成まで至った件数が平成29年度1件/月、平成30年度3件/月となっており、プラン作成が相談件数に対して非常に少ないのは対応上の問題なのか、困った方が相談に来

たけれども、相談する窓口が違っていたとか、お互いの理解不足があったのか、何か理由があるのでしょうか。

《事務局》

「生活困窮者自立支援事業を白井市生活困窮者自立支援事業共同事業体に業務委託して実施」ということで、初回の委託時の説明をしているものとなりますが、「共同事業体」となっていることについては、担当課に確認をしていなく、申し訳ありません。初回も今回と同様に「社会福祉法人 生活クラブ」が関わっていることは確認しております。（※担当課へ確認したところ、「社会福祉法人 光明会」と「社会福祉法人 生活クラブ」との共同事業体で受託。）

相談件数に対して、プラン作成の割合が少ない理由については、担当課に聞いたところ、やはり、相談を受けてもプラン作成に辿り付くことが非常に難しいとのことでした。これは、相談はその本人からくるのではなく、別世帯をもっている兄弟姉妹であったり、親戚、先ほどの事例にもあったように市の地域包括支援センターから寄せられるもので、プラン作成というのは、どうしてもその本人や一緒に住んでいる家族などが、認識して、変えていきたいという意識がなければ、なかなか進まないもので、そういったことから、プラン作成の件数が少ないものとなっていると聞いております。

《委員》

この生活困窮というのは、介護状態とかそういう理由ではなく、何かしらの事情で働くことが難しくなっている方を働けるようにサポートしていく相談窓口ということですね。

《事務局》

そうです。やはり、先ほど申し上げたように、サポートしていきますが、対象者本人やその家族等が状況を変えていく意識を強くもつことが重要になってくるものと考えます。

《委員長》

その他に、入札契約に関しまして、ご意見、ご質問等ございますか。

《委員2名》

ありません。

《委員長》

最後に平成30年度上半期分の入札契約及び随意契約におきまして、市長に報告すべき不適切または改善すべき事項ありますでしょうか。

《委員2名》

ありません。

《委員長》

それでは、議題4その他につきまして、事務局から何かありますか。

《事務局》

次回の会議についてですが、平成31年度第1回の会議は、例年7月頃となっており、次回もその頃を予定しておりますので、日程調整の際にはよろしくお願いいたします。

なお、市では組織改正を進めており、平成31年度から現在の管財契約課、契約検査班は財政課、契約検査班となる予定となっておりますので申し添えます。

《委員長》

それでは、本日の予定は全て終了しました。以上をもちまして、白井市入札等監視委員会を終了いたします。本日はありがとうございました。

《委員2名・事務局》

ありがとうございました。

午後3時40分終了